

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 環境課

不利益処分の内容	墓所の使用権の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市墓園条例第 1 1 条第 1 項	
処分基準	根拠条項	栃木市墓園条例第 1 1 条第 1 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日設定 令和 4 年 9 月 2 6 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市墓園条例 (使用権の取消し)</p> <p>第 1 1 条 墓所の使用者が次の各号のいずれかの事由に該当したときは、市長は、墓所の使用権を取り消すことができる。</p> <p>(1) 墓所を目的外に使用したとき。</p> <p>(2) 墓所の使用権を譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(3) 合葬墓地の使用者が、使用の承認を受けた日から起算して 3 月以内に焼骨、遺骨等を埋蔵しないとき。</p> <p>(4) 区画墓地の使用者が、第 1 3 条第 1 項に規定する管理手数料を 3 年度分滞納したとき。</p> <p>(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により区画墓地の使用権を取り消された者は、速やかに区画墓地を現状に回復して、これを返還しなければならない。</p>	